

広島県告示第六百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県広島市安佐南区相田七丁目、同区高取南一丁目、同区高取南二丁目、同区高取南三丁目及び同区长楽寺一丁目地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
安川支川（三二〇）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
海田ヶ原川（三二一）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
海田ヶ原川（三二一隣）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
安川支川（三二二a）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
安川支川（三二二c）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
安川支川（三二二d）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
安川支川（三二四a）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
安川支川（三二四b）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
伴安川（三二五）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項
岡迫川（三六四）	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十三年政令第八十四号）で定める事項

安川支川（ 三六五a）	土石流	次の図のとおり	安川支川（ 三六五a）	土石流	次の図のとおり
安川支川（ 三六五b）	土石流	次の図のとおり	安川支川（ 三六五b）	土石流	次の図のとおり
安川支川（ 九七七）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
安川支川（ 九七八c）	土石流	次の図のとおり	安川支川（ 九九四）	土石流	次の図のとおり
安川支川（ 九九四）	土石流	次の図のとおり		土石流	次の図のとおり
南高取川（ 三二三）	土石流	次の図のとおり	南高取川（ 三二三）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。